

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月30日から同年4月1日まで

私は昭和40年4月にA社B工場からC工場に異動になった。年金記録によると、異動した時の同年3月の年金記録が無い。継続して勤務していたにもかかわらず、年金記録が無いことに納得がいかないので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び同社B工場の元総務担当者の証言並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和40年4月1日にA社B工場からC工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る資格喪失時の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成10年7月は26万円、同年8月から11年11月までは20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月1日から11年12月29日まで

私が、A社に勤務して何年か後に経営が悪くなった。給料も出なかったことがあり、社会保険料がどうなっていたのか社長から説明を受けた覚えも無い。会社が無くなった後に報酬が訂正されており、納得できないので、当初の届出どおりに記録を直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年7月は26万円、同年8月から11年11月までは20万円と記録されていた。

しかし、オンライン記録では、A社については、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成11年12月29日以降の12年2月14日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立期間の標準報酬月額が、9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人は、A社において取締役の立場であったが、「私は、取締役といっても、職務は会員の開拓や新商品の販売促進などの営業担当で、経理や社会保険事務については全く関与していなかった。会社が倒産した時に社判、通帳、関係帳簿等は社長が持ち去り、その後は連絡も無く給与ももらえなかった。」と証言しており、元同僚も「申立人は、営業を担当し経理及び社会保険事務には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成 10 年 7 月は 26 万円、同年 8 月から 11 年 11 月までは 20 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和50年4月1日にA社に入社し、B支店へ配属された。厚生年金記録を確認したところ、同年7月1日からの加入となっていることを知り、同期入社と同僚に確認したが、4月1日からの記録が有るとの回答だった。私だけ3か月後の加入となっていることに納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び申立人が勤務していたとするA社の「人物考課表」の評定期間が昭和50年4月1日からとなっていることから、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所が保管している社内報（昭和50年5月20日発行）の人事異動欄に新規採用者として記載されている申立人と同時期に入社した同僚の厚生年金保険加入日を調査したところ、申立人以外は、いずれも50年4月1日又は、それ以前に資格取得していることが確認できることを踏まえると、当該事業所においては、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和50年7月の

社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立人の厚生年金保険資格取得届を昭和50年7月1日付けで提出したことを認めていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月1日から28年7月11日まで
② 昭和30年10月10日から31年8月1日まで

申立期間①は、高校に1年程度通学してから中退した後、昭和26年からA社に就職したが、オンライン記録では28年7月からしか厚生年金保険の記録が無く、また、申立期間②は、B県での塗装の研修終了後、会社に戻ったが、勤務していた期間の一部しか厚生年金保険の記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間について、申立人は、両事業所に係る一部の期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、当時、申立人と一緒に勤務していたとする同僚の証言から、期間は特定できないものの、事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人には厚生年金保険料が給与から控除されていた明確な記憶は無く、同僚への聴取においても、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者として保険料が控除されていたという証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の取締役は、いずれも死亡又は連絡先不明により証言を得ることができないことから、申立人の勤務当時の状況及び保険料控除の事実等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 13 日から 49 年 8 月 21 日まで
② 昭和 49 年 10 月 5 日から 52 年 3 月 31 日まで

仕事をした分、将来年金として受給できると言われたのに、脱退手当金を受給したことになっているのは納得がいかない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金の支給を意味する「脱手 54. 5. 28」の印が押されている。

また、申立期間の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱手」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給決定額と推認される金額の記載があり、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理された申立期間を基礎として計算されている当該支給額に計算上の誤りは無いなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。